

2008年9月29日
郵便事業株式会社
郵便局株式会社

寄附金を内容とする郵便物の料金免除

社会福祉を目的とする事業の活動を支援するため、社会福祉法人共同募金会にあてた寄附金を内容とする郵便物を差し出される場合は、次により郵便料金（特殊取扱の料金を含みます。）を免除いたします。

1 取扱条件

寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

(1) 内容品及び取扱い

寄附金を内容とする現金書留郵便物としたもので、現金書留以外の特殊取扱としないもの

(2) 表示

表面の見やすい所に「寄附金用郵便」と記載されたもの

2 取扱郵便局及び取扱店

郵便局（簡易郵便局を含みます。）及び郵便事業会社支店（現金書留郵便物の引受のみ）

※ 寄附金を内容とする現金書留郵便物は、当該郵便物の取扱期間中、ゆうゆう窓口においても引受けを実施します。

なお、支店によってゆうゆう窓口の取扱時間が異なりますので、最寄りの支店にご確認ください。

3 取扱期間

平成20年10月1日（水）から平成20年12月31日（水）まで

4 送付先

[別紙](#)のとおり

以上